

## 令和5年度介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付募集要項

この制度は、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。

**実施主体** 社会福祉法人高知県社会福祉協議会

**貸付対象** 次の1から3のいずれの条件にも該当する者

1 介護福祉士又は社会福祉士の短期養成施設、一般養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者

（養成施設等の法的位置づけ）

○介護福祉士養成施設

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

○社会福祉士養成施設

法第7条第2号若しくは第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設

2 次のいずれかに該当し、卒業後に別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しようとする者

（1）高知県内に住民登録をしている

（2）高知県内の養成施設に在学（入学）している

（3）養成施設の学生となった年度の前年度に高知県内に住民登録していた者で、養成施設での修学のため転居をした者

（4）（1）から（3）に限らず、貸付けを受けようとする者が、養成施設を卒業後に別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しようとする者であると高知県社協会長が認めた者

3 成績優秀であること又は養成施設卒業後に中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者で、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者

○通常分の貸付け対象者

別紙4「貸付者所得基準」に該当する者

○生活費加算の貸付け対象者

①貸付申請時に生活保護世帯の者

②それに準ずる経済状況にある者として、高知県知事が必要と認める者

（別紙2「生活費加算について」の2に記載のとおり）

### 貸付対象者等の留意事項

- ① 本修学資金と高等教育の修学支援新制度は併用できる場合がある。高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」及び「給付型奨学金」の支給を受ける場合、下記の取り扱いとなるため、支援内容決定後に貸付額を調整する。

高等教育の修学支援 新制度	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付制度	
	修学資金	入学準備金
授業料等の減免	授業料等の減免を受けても自己負担（※1）が発生する場合、当該自己負担分を貸付可	入学金の減免を受けても自己負担が発生する場合、当該自己負担分を貸付可
給付型奨学金		

（※1）学校の定めにより納付する経費（例：実習費、施設費等）

高等教育の修学支援 新制度	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付等制度		
	国家試験受験対策費	就職準備金	生活費加算
授業料等の減免			
給付型奨学金	○併用可	○併用可	×併用不可

- ② 日本学生支援機構の「貸与型の奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」については、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真にやむを得ないと認められる場合に貸付けできるものとする。  
③ ①、②のほか、既に当修学資金、県の補助金による奨学金又は他の国庫補助事業等の給付・貸付制度を活用している者は、貸付けの対象とならない。

### 貸付内容

- 1 貸付額 次の金額を上限として貸付けを行う。

（1）月額（学費相当分）	50,000円以内
（2）入学準備金	200,000円以内（初回の貸付時）
（3）就職準備金（※1）	200,000円以内（最終回の貸付時）
（4）生活費加算（※2）	別紙2「生活費加算について」の1に記載のとおり
（5）介護福祉士国家試験対策費用	年額40,000円以内 (卒業見込み年度とその前年度の2年間)

※1 返還免除の対象業務に従事しながら修学する者である場合は、就職準備金は貸付対象外とします（パート、アルバイトを除く）。

※2 外国人留学生については、生活費加算の対象外。

- 2 資金の使途について

養成施設へ支払う入学時に必要な費用（入学金、教材費など）、授業料、実習費及び学用品、交通費等の経費。また、生活費加算の場合は在学中の生活費。

- 3 貸付期間 養成施設等に在学する期間

- 4 貸付利子 無利子

- 5 交付方法 年2回（前期、後期として各6か月分）

## 連帯保証人

修学資金の貸付けを受けるには、連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

### 1 人数：原則2名

- 家庭の状況等から連帯保証人を2名立てることができない真にやむを得ない事情が認められる場合は、1名とすることができる。（連帯保証人が貸付申請時における法定代理人1名となる場合は、返還債務を負担する資力を有する者でなければならない。）
- 貸付申請者が未成年者である場合は連帯保証人のうち1名は法定代理人でなければならない。

### 2 連帯保証人としての要件

次の(1)から(5)の要件をすべて満たしている個人を連帯保証人とすることができる。

- (1) 連帯保証人は、成年の者でなければならない。なお、連帯保証人2名のうち1名は、本募集要項の申請についてに掲げる収入又は所得若しくは資産を証明する書類により、貸付申請額を上回る資力を有していなければならない。
- (2) 連帯保証人2名のうち1名は、貸付申請者と生計を異にする者でなければならない。
- (3) 連帯保証人は、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者でなければならない。
- (4) 連帯保証人は、貸付申請者の法定代理人である場合を除き、本修学資金における他の借受人の連帯保証人となっていないこと。
- (5) 連帯保証人は、本修学資金の債務を有していないこと。

### △法人保証について（法定代理人以外の個人の連帯保証人を立てることが困難な場合）

次の(1)から(4)の要件をすべて満たす法人を連帯保証人とすることができる。

- (1) 法人として登記されていること。
- (2) 健全な財務体質を有しているとして、次の要件を満たしていること。

決算書類から法人の経営状況を確認し、3年間純資産がプラスであること。

※純資産＝資産合計－負債合計

- (3) 保証能力を有していること。

本修学資金において、1つの法人が連帯保証できる金額の上限は100,000千円または直近の決算書の現金預金の、いずれか低い金額とする。（連帯保証額の計算は、法人が連帯保証しようとする新規貸付決定予定額と、既に法人が連帯保証している貸付決定額（既に免除となった金額は除く）の合計とする。）

※法人保証の上限金額の範囲内で、年度毎に直近の決算書類にて限度額を算定

- (4) 連帯保証人として、返還完了まで借受人の債務を保証することを理事会又は取締役会で決定していること。

### 法人保証の際の留意事項

- ・事業所の雇用主、役員又は事業所自体が連帯保証人となる場合は、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務付けるような条件を付してはならない。
- ・借受人が退学や退職、他の法人へ転職などの理由により借受人と連帯保証人となつた法人との関係に変化があつても、連帯保証人としての契約は無効にならず、返還免除又は返還完了となるまで契約は継続される。

## 修学資金の返還債務の免除

養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録を行い、別紙1に定める区域及び職種の業務に従事し、かつ、登録日とこれらの業務に従事したいずれか遅い日の属する月以降、次に定める期間引き続きこれらの業務に従事したとき。

ア イ又はウに該当しない者が当該業務に従事した場合 5年間

イ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合 3年間

（高知県内の過疎地域については、別紙3「高知県内の過疎地城市町村等一覧」のとおり。）

ウ 中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者）が当該業務に従事した場合 3年間

## 修学資金の返還について

### 1 返還となる場合

次のいずれかに該当する場合には、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 退学などの事由により修学の継続が見込めなくなった場合など、修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しなかったとき。
- (3) 別紙1に定める区域及び職種の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

### 2 返還期間

- (1) 生活費の加算がない場合 修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間  
(入学準備金及び就職準備金のいずれか又は両方の加算を受けた場合は、それぞれの加算について8ヶ月を当該期間に加える)
- (2) 生活費の加算がある場合 修学資金の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間

### 3 返還の方法

月賦又は半年賦の均等払方式

## 募集について

### 1 募集人数

(1) 通常分 46名（介護福祉士養成施設44名、社会福祉士一般養成施設2名）

※募集人数は、一次募集と二次募集の合計であり、区分は設けない。

(2) 生活費加算分 通常分46名のうち該当者に加算する形で募集する。

### 2 募集期間

#### 【一次募集】

○募集期間 令和5年2月1日（水）～令和5年2月20日（月）

○募集対象 通常分：養成施設等の令和5年度入学選考に合格した者

生活費加算分：養成施設等へ令和5年度に入学しようとする者（合格前の申請可）

#### ○申請後の流れ（予定時期）

- ・貸付決定 申請書類提出後、本会にて選考を行い、入学後に在学証明の提出をもって貸付決定し通知する。（4月予定）
- ・資金交付 借用証書等の提出後、貸付金を交付する。（5月予定）

## 【二次募集】

- 募集期間 令和5年4月3日(月)～令和5年5月12日(金)
- 募集対象 養成施設等の令和5年度入学選考に合格した者(通常分・生活費加算分とも)
- 申請後の流れ(予定時期)
  - ・貸付決定 申請書類提出後、本会にて選考を行い、貸付者を決定し通知する。(6月予定)
  - ・資金交付 借用証書等の提出後、貸付金を交付する。(7月予定)

## 申請について

### 1 申請方法

募集期間内に申請書類を、高知県社会福祉協議会 福祉資金課あてに提出すること。

(郵送の場合は当日消印有効)

※県内の介護福祉士の養成施設等に合格(入学)した方は、養成施設等で取りまとめたうえで提出すること。

※募集期間終了後であっても、家計の経済状況が急変した場合など、真に必要な事由が生じた場合には、申請日の属する月からの貸付申請を行うことができる。

### 2 申請書類

#### 【貸付申請者に関する書類】

申請書類		チェック欄
貸付申請者 共通	1 修学資金貸付申請書 (個人の場合は第1-1号様式、法人の場合は第1-2号様式) ※第1面と第2面が両面になっていること。	<input type="checkbox"/>
	2 身上調書(第2号様式)	<input type="checkbox"/>
	3 養成施設等からの推薦状(第3号様式)	<input type="checkbox"/>
	4 個人情報の取扱いについて(同意書)(別紙5)	<input type="checkbox"/>
	5 生計を一にする世帯全員の住民票(発行後3ヶ月以内のもの) ※外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載のあるもの	<input type="checkbox"/>
	6 生計を一にする世帯全員(通学の学生、生徒及び未就学児を除く)の所得・課税証明書及び前年の所得を証明する次のうちいずれかの書類(申請者が外国人留学生の場合で生計を一にする世帯員が海外に在住している等の理由により、提出できない者は除く。) (1) 源泉徴収票の原本 (2) 確定申告書の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	7 入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の場合、それを証明する書類 ・雇用保険被保険者離職証明書、離職先の会社等による離職証明書等	<input type="checkbox"/>
	8 誓約書(第1-3号様式) ※ <b>貸付対象2(4)</b> に該当する場合のみ	<input type="checkbox"/>

貸付申請者	生活費加算を申請する場合	1 養成施設へ合格後に貸付申請する場合、次のいずれかの書類 (1) 生活保護受給証明書の写し (2) 第2条第2項第2号の場合、生活保護世帯に準ずる経済状況にある者であることを確認できる書類 ・国民年金保険料免除決定通知等（国民年金法第90条）、国民健康保険料が減免又は猶予されたことがわかる書類（国民健康保険法第77条）等	<input type="checkbox"/>
		2 養成施設への合格前に貸付申請する場合、上記1の書類に加えて、学業が優秀であることを確認するものとして、次のいずれかの書類 (1) 貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書 (2) 上記以外の場合は、養成施設等への就学意欲、資格取得後における福祉・介護分野での就労意思等	<input type="checkbox"/>

\*貸付申請時に高等教育の修学支援新制度の「授業料等の減免」及び「給付型奨学金」の支援が決定している場合は、次の書類の提出も上記と併せて提出すること。

- (1) 奨学生証の写し
- (2) 「高等教育の修学支援新制度」利用者修学資金の使途計算書 **別紙6**

#### 【連帯保証人に関する書類】

	申請書類	チェック欄	
連帯保証人	(貸付申請者と生計を異にする方) 個人の場合	1 住民票（発行後3ヶ月以内のもの） ※外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載のあるもの	<input type="checkbox"/>
		2 収入又は所得若しくは資産を証明する書類として、次の(1)から(3)のうちいずれか (1) 所得証明書、源泉徴収票、確定申告書（控）、年金振込通知書等 ・給与収入額又は公的年金収入額 ・営業所得、不動産所得等 (2) 預貯金残高を確認できるもの ・預金残高 (3) 上記(1)及び(2)以外 ・その他、資力を有すると認められる客観的な判断資料	<input type="checkbox"/>
		3 その他必要と認められる書類	<input type="checkbox"/>
	法人の場合	1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
		2 直近3年間の決算書の写し（総括分のみ。拠点別・事業別明細は不要） (1) 貸借対照表	<input type="checkbox"/>
		(2) 事業活動計算書等の損益計算を表す決算書類 (3) 資金収支計算書等のキャッシュフローを表す決算書類 （※作成している法人のみ）	<input type="checkbox"/>
		3 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類（理事会議事録、取締役会議事録の写し等）	<input type="checkbox"/>

### ※法人が連帯保証人となる場合の書類の注意事項について

#### ①決算書について

提出は統括分のみ直近3か年分です。拠点別・事業別明細は含みません。

#### ②連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類について

- ・連帯保証人となる法人は、本会の介護福祉士等修学資金貸付金の保証人となることを、理事会又は取締役会等で承認されたことが確認できる議事録等の写しを提出して下さい。
- ・複数の貸付対象者の連帯保証人となる場合には、連帯保証する貸付対象者名と貸付金額がわかる一覧表を添付してください。
- ・申請時に、理事会等が開催できずに議事録の提出ができない場合には、「連帯保証人承諾書」を提出し、理事会等開催後に速やかに議事録を提出してください。（貸付けは、理事会等議事録の写し等が確認できた後となります。）

③1つの法人が同時に複数の貸付けの連帯保証人として申込む場合、共通する書類については1部の添付で可。

④その他、必要に応じて、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。

### 問い合わせ先及び申請先

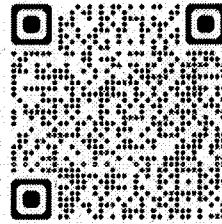
#### 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課

780-8567 高知市朝倉戊375-1

高知県立ふくし交流プラザ

TEL 088-844-4600 (平日8:30~17:15)

URL <https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>



貸付申請に必要な様式は、高知県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

「高知県社協 介護福祉士修学資金」で検索

## **別紙 1 修学資金の返還免除に係る区域及び対象業務**

### **1 区域**

(1) 高知県の区域

(2) 以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域

国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

### **2 対象業務**

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（以下「業務の範囲等の通知」という。）に基づいた次に掲げる職種

(1) 相談援助業務 「業務の範囲等の通知」の別添1に定める職種

(例：知的障害児施設の児童指導員、老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等)

(2) 介護等の業務 「業務の範囲等の通知」の別添2に定める職種

(例：特別養護老人ホームの介護職員、身体障害者更生施設の介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員 等)

(3) 当該施設の長 「業務の範囲等の通知」に定める当該施設の長

対象となる施設・事業所の詳細については、付属資料1及び2を参照。なお、付属資料に記載がないものは、上記2に記載のある通知によるものとする。

別紙1-付属資料1 相談援助業務 「業務の範囲等の通知」の別添1に定める職種

分野	施設種類	職種
児童分野	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、心理判定員、児童指導員
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、少年指導員、個別対応職員
	児童養護施設	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員
	障害児入所施設 児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	児童指導員、心理指導担当職員、児童発達支援管理責任者
	知的障害児施設	児童指導員
	知的障害児通園施設	
	盲ろうあ児施設	
	肢体不自由児施設	
	児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員
	重症心身障害児施設	児童指導員、心理指導員
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
	児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)
	障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	指導員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
	医療型児童発達支援事業を行う施設	児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員
	放課後等デイサービス事業を行う施設	指導員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、障害福祉サービス経験者
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員、児童発達支援管理責任者
	障害児相談支援事業	相談支援専門員
	乳児院	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	児童指導員
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	利用者支援事業を行っている施設	
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	
	地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行っている施設	

分野	施設種類	職種
児童分野	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)	
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	
高齢者分野	指定介護老人福祉施設	生活相談員、介護支援専門員
	介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員、介護支援専門員
	介護医療院	介護支援専門員
	指定介護療養型医療施設	
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
	指定通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員
	指定短期入所生活介護を行う施設	
	指定通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員
	指定短期入所療養介護を行う施設	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設	
	指定複合型サービスを行う施設	生活相談員、介護支援専門員
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	
	養護老人ホーム	生活相談員、生活指導員
	特別養護老人ホーム	
	軽費老人ホーム	相談・指導を行う職員
	老人福祉センター	
	老人短期入所施設	生活相談員、生活指導員
	老人デイサービスセンター	相談援助業務を行っている職員
	老人介護支援センター	
	有料老人ホーム	生活相談員
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
	生活支援ハウス	生活援助員
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	相談援助業務を行っている生活援助員
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
障害者分野	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
	点字図書館	相談援助業務を行っている職員
	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー

分野	施設種類	職種	
障害者分野	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者	
	地域活動支援センター	指導員	
	福祉ホーム	管理人	
	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設	生活支援員、生活指導員
		身体障害者療護施設	
		身体障害者授産施設	
		身体障害者福祉工場	指導員
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設	
		精神障害者福祉工場	
		精神障害者福祉ホーム	管理人
	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設	生活支援員、生活指導員
		知的障害者授産施設	
		知的障害者通勤寮	
	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
		就労移行支援を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員、サービス管理責任者
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員、サービス管理責任者
		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
		短期入所を行う施設	
		重度障害者等包括支援を行う施設	
		共同生活介護を行う施設	
		共同生活援助を行う施設	
事業 地域生活支援	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
	日中一時支援事業を行っている施設		
	障害者相談支援事業を行っている施設		
	一般相談支援事業所	相談支援専門員	
	特定相談支援事業所		
	相談支援事業を行う施設		
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー	
	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員	
	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者	
	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当職員	
	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルソポーター、発達障害者雇用トータルソポーター	

分野	施設種類	職種
障害者分野	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
その他の分野	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
	地域保健法 保健所	精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
	医療法 病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等)、退院後生活環境相談員
	生活保護法 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供的施設	生活指導員
		指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
		就労支援員
	生活困窮者自立支援法 生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員
	社会福祉法 福祉事務所 隣保館 都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業(安心生活基盤構築事業)	査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員・ケースワーカー、家庭児童福祉主事、家庭相談員、面接相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員、母子相談員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員、生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
		相談援助業務を行っている指導職員
		専門員
		福祉活動専門員、相談援助業務を行っている職員
その他の分野	売春防止法 婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員
	婦人保護施設	生活指導員
	母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員
	刑事収容施設法 刑事施設	刑務官、法務教官、法務技官、福祉専門官
	少年院法 少年院	法務教官、法務技官、福祉専門官

分野	施設種類	職種
その他の分野	少年鑑別所法 少年鑑別所	法務教官、法務技官
	更生保護法 地方更生保護委員会	保護観察官
	保護観察所	
	更生保護事業法 更生保護施設	補導主任、補導員
	労働者災害補償保険法 労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
	難病の患者に対する医療等に関する法律 難病相談支援センター	難病相談支援員
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
	就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
	地域生活定着支援センター	
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

分野	施設種類	職種
児童福祉法関係の施設・事業	知的障害児施設	入所者の保護に直接従事する職員 ・介助員、看護補助者など
	自閉症児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲児施設	
	ろうあ児施設	
	難聴幼児通園施設	
	肢体不自由児施設	
	肢体不自由児通園施設	
	肢体不自由児療護施設	
	重症心身障害児施設	
	重症心身障害児(者)通園事業	
	肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関	
	児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
	障害児入所施設	
	児童発達支援センター	
	保育所等訪問支援	訪問支援員
	居宅訪問型児童発達支援	
障害者総合支援法関係の施設・事業	障害者デイサービス事業	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、生活支援員など
	短期入所	
	障害者支援施設	
	療養介護	
	生活介護	
	児童デイサービス	
	共同生活介護(ケアホーム)	
	共同生活援助(グループホーム)	
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	知的障害者援護施設	
	身体障害者更生援護施設	
	福祉ホーム	
	身体障害者自立支援	
	日中一時支援	
	生活サポート	
	経過的デイサービス事業	

分野	施設種類	職種
障害者総合支援法関係の施設・事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、生活支援員など
	訪問入浴サービス	
	地域活動支援センター	
	精神障害者社会復帰施設	
	在宅重度障害者通所援護事業	
	知的障害者通所援護事業	
	居宅介護	主たる業務が介護等の業務である者
	重度訪問介護	・訪問介護員、ガイドヘルパーなど
	行動援護	
	同行援護	
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	外出介護(平成18年9月までの事業)	
	移動支援事業	
	老人デイサービスセンター	主たる業務が介護等の業務である者
	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	・介護職員、介護従事者など
	指定地域密着型通所介護	
	指定介護予防通所介護	
	第1号通所事業	
	指定認知症対応型通所介護	
	指定介護予防認知症対応型通所介護	
	老人短期入所施設	
	指定短期入所生活介護	
	指定介護予防短期入所生活介護	
	養護老人ホーム	
	特別養護老人ホーム	
	指定介護老人福祉施設	
	指定地域密着型介護老人福祉施設	
	軽費老人ホーム	
	ケアハウス	
	有料老人ホーム	
	指定小規模多機能型居宅介護	
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
	指定看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	
	指定訪問入浴介護	
	指定介護予防訪問入浴介護	
	指定認知症対応型共同生活介護	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	指定通所リハビリテーション	

分野	施設種類	職種
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定介護予防通所リハビリテーション	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介護従事者など
	指定短期入所療養介護	
	指定介護予防短期入所療養介護	
	指定特定施設入居者生活介護	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	
	サービス付き高齢者向け住宅	
	指定訪問介護	訪問介護員、ホームヘルパー
	指定介護予防訪問介護	
	第1号訪問事業	
護生法生活関	指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	
	指定夜間対応型訪問介護	
その他社会福祉施設等	救護施設	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介助員など
	更生施設	
その他の社会福祉施設等	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介護員など
	隣保館デイサービス事業	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
	ハンセン病療養所	
	原子爆弾被爆者養護ホーム	
	原子爆弾被爆者デイサービス事業	
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業	
	労災特別介護施設	
	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
	家政婦紹介所 (個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)	家政婦

### ○病院または診療所

病院	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、看護補助者など
診療所	

※空床時のベッドメーキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する場合は、対象外

### ○介護等の便宜を供与する事業

地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業(※1)	主たる業務が介護等の業務である者
介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス(指定事業所は除く)(※2)	・介護職員、訪問介護員など
障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス(指定事業所は除く)(※2)	

以下の各サービスに準ずる事業(※1) 非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当） 居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定（基準該当） 介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業 その他の介護等の便宜を供与する事業（運営主体が法人格を有していること）(※1)	主たる業務が介護等の業務である者
---	------------------

※1 各事業を対象業務として返還猶予・返還免除を申請する場合は、次の条件すべてに該当することが確認できる書類を提出すること。

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する…」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

※2 各事業の社会福祉法人・特定非営利活動法人等の非営利法人の場合は、介護保険法の基準該当居宅・介護予防の各サービス、又は障害者総合支援法の基準該当サービスを実施している場合であって、当該サービスの指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、以前から同等の事業を継続的に実施しているときは、その事業に従事した期間を返還猶予・返還免除の申請できる期間の対象となります（営利法人の場合は対象となりません）。

## 別紙2

### 生活費加算について

生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するものであり、この趣旨を鑑み、生活費加算額、対象者は次のとおりとする。

#### 1 生活費加算額

介護福祉士・社会福祉士修学資金における1月あたりの生活費加算の上限額は、下表のとおりとする。

(貸付申請時の居住地及び年齢に該当する額)

貸付申請時の居住地（高知県内の場合）		
貸付申請時の年齢	高知市内	高知市以外
19歳以下	38,290円	32,610円
20歳以上40歳以下	36,650円	31,210円
41歳以上59歳以下	34,740円	29,590円
60歳以上69歳以下	32,850円	27,980円
70歳以上	29,430円	25,510円

※貸付申請時の居住地が高知県外の場合は、貸付要領の別紙2の該当する級地区分を適用する。

#### 2 生活保護世帯に準ずる経済状況にある者として、高知県知事が必要と認める者の範囲

##### (1) 前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

- ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ・ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とする認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免  
第89条

- ・ 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付、その他の障害を支給事由とする給付であつて国民年金法施行令（以下「政令」という。）定めるものの受給権者であるとき。

- ・生活保護法による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受け  
るとき。
- ・厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

#### 第90条

- ・当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得(一月か  
ら厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以  
下同じ。)が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下である  
とき。
- ・被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外  
の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けけるとき。
- ・地方税法に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき  
月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- ・地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月  
の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- ・保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定め  
る事由があるとき。

#### 工 国民健康保険法（昭和33年法律192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

- ・保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料  
を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(2) 上記(1)によりがたい場合は、個別に判断する。

## 高知県内の過疎地域市町村等一覧

令和4年4月1日現在

都市名	町村・区域名
高知市	旧鏡村、旧土佐山村の区域
室戸市	
安芸市	
須崎市	
宿毛市	
土佐清水市	
四万十市	旧西土佐村の区域
香南市	旧赤岡町、旧夜須町、旧吉川村の区域
香美市	
安芸郡	東洋町
	奈半利町
	田野町
	安田町
	北川村
	馬路村
長岡郡	本山町
	大豊町
土佐郡	土佐町
	大川村
吾川郡	いの町
	仁淀川町
高岡郡	中土佐町
	越知町
	樋原町
	津野町
幡多郡	四万十町
	大月町
	三原村
	黒潮町

## 別紙4

### 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付者所得基準

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金貸付要領（以下「貸付要領」という。）第2条第1項第3号に定める家庭の経済状況については、独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金の家計基準に準拠し、次のとおり定める。

ただし、貸付要領第3条第3項第4号に定める生活費の加算の貸付対象者は、貸付要領第2条第2項に定めるとおりとし、この基準は適用しない。

#### 1 優先して選考する者

優先的に選考する者は、次の各号の世帯（住所が異なる場合でも生計を一にする者を含む。）に属する者とする。

- ア 市町村民税非課税世帯に属する者
- イ 市町村民税所得割非課税世帯に属する者

#### 2 上記1以外で選考する者

上記1による選考の他、予算の範囲内において選考する者は、その者の属する世帯（住所が異なる場合でも生計を一にする者を含む。）の家計支持者（家計を支えている人）の1年間の認定所得金額が、次に定める収入基準額以下である者とする。

（収入基準額表）

世帯区分	収入基準額
1人世帯	1, 390, 000円
2人世帯	1, 980, 000円
3人世帯	2, 120, 000円
4人世帯	2, 290, 000円
5人世帯	2, 390, 000円
6人世帯	2, 500, 000円
7人世帯	2, 620, 000円
8人世帯	2, 740, 000円
9人以上1人増すごとに加算する額	120, 000円

## (1) 世帯人員の認定

世帯人員の認定は、同居別居を問わず、申込時に本人と生計を一にする家族は同一世帯員とする。

### ア 同居していない同一世帯員とする場合（例示）

- (ア) 家計支持者が出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。
- (イ) 就学又は病気療養等のために一時別居しているとき。
- (ウ) 主として扶養している別居の祖父母。

### イ 同居していない同一世帯員としない場合（例示）

- (ア) 別居独立している兄弟姉妹
- (イ) 生計を一にしない別居の祖父母

## (2) 認定所得の算出方法

### ア 所得金額の算出

下記（ア）、（イ）で算出した金額をすべて合計する。

#### （ア）給与所得の場合

##### 給与所得（控除算定式A）

家計支持者のうち1人だけ給与所得の場合、家計支持者のうち複数が給与所得者の場合でその金額の高い者に適用。

$$\text{所得金額} = \text{所得証明書における収入金額} - \text{下表により算出した控除金額}$$

#### （表）給与所得の場合における控除額A

年間収入金額	控除金額
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円  (ただし、収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額である。)
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

（注1）収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入して適用。

（注2）同一人で2つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計したあと万円未満を切り捨てて適用。

### 給与所得（控除算定式B）

家計支持者のうち複数が給与所得者の場合でその金額の低い者に適用。

$$\boxed{\text{所得金額}} = \boxed{\text{所得証明書における収入金額}} - \boxed{\text{下表により算出した控除金額}}$$

(表) 紙と所得の場合における控除額B

年間収入金額	控除金額
65万円以下の場合	年間収入金額と同額
65万円を超え180万円以下の場合 (ただし、控除額が65万円未満の控除額は65万円)	年間収入金額×0.4
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入金額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入金額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

(注1) 収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入して適用。

(注2) 同一人で2つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合計したあと万円未満を切り捨てて適用。

#### (イ) 紙と所得以外の所得の場合

$$\boxed{\text{所得金額}} = \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{所得証明書における所得金額}}$$

(注1) 所得金額がマイナスの場合はゼロとして扱う。プラスの所得金額とマイナスの所得金額は相殺できない。

#### イ 特別控除額の算出

別表1の特別控除額表に該当する項目の金額をすべて合計する。

(注1) 特別控除額は万円未満を切り上げて適用。

#### ウ 認定所得金額の算出

所得金額の合計から特別控除額の合計を差し引く。

$$\boxed{\text{認定所得金額}} = \boxed{\text{所得金額の合計}} - \boxed{\text{特別控除額の合計}}$$

#### 附則

この基準は、平成25年2月7日から施行する。

#### 附則

この基準は、平成28年12月21日から施行する。

#### 附則

この基準は、平成29年12月14日から施行する。

別表1 特別控除額表

特別の事情	特別控除額																																																				
(1)母子・父子世帯であること	99万円																																																				
(2)就学者のいる世帯であること (本人以外の児童・生徒・学生1人につき)	小学校 31万円 中学校 46万円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td></td> <td>自宅通学</td> <td>自宅外通学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高等学校</td> <td>国・公立</td> <td>39万円</td> <td>69万円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>88</td> <td>118</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高等専門学校</td> <td>1~3年次</td> <td>国・公立</td> <td>39</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>88</td> <td>118</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4、5年次・専攻科</td> <td>国・公立</td> <td>43</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>87</td> <td>116</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大学</td> <td>国・公立</td> <td>74</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>133</td> <td>180</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">専修学校</td> <td>高等課程</td> <td>国・公立</td> <td>39</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>専門課程</td> <td>私立</td> <td>88</td> <td>118</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td> <td>国・公立</td> <td>36</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>102</td> <td>147</td> </tr> </table>						自宅通学	自宅外通学	高等学校	国・公立	39万円	69万円	私立	88	118	高等専門学校	1~3年次	国・公立	39	69	私立	88	118	4、5年次・専攻科	国・公立	43	72	私立	87	116	大学	国・公立	74	121	私立	133	180	専修学校	高等課程	国・公立	39	69	専門課程	私立	88	118		国・公立	36	81	私立	102	147
		自宅通学	自宅外通学																																																		
高等学校	国・公立	39万円	69万円																																																		
	私立	88	118																																																		
高等専門学校	1~3年次	国・公立	39	69																																																	
	私立	88	118																																																		
4、5年次・専攻科	国・公立	43	72																																																		
	私立	87	116																																																		
大学	国・公立	74	121																																																		
	私立	133	180																																																		
専修学校	高等課程	国・公立	39	69																																																	
	専門課程	私立	88	118																																																	
	国・公立	36	81																																																		
	私立	102	147																																																		
(3)障害のある人のいる世帯であること	障害のある人1人につき 99万円																																																				
(4)長期に療養を要する人のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。																																																				
(5)主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額。 ただし、71万円を限度とする。																																																				
(6)震災・火災・風水害その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために基本的な生産手段（田・畠・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額。																																																				
(7)申請者本人を対象とする控除	74万円																																																				

備考1 申請申込時において、「子ども」(就学者と就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数につき、申請者本人を対象とする控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除することができる。

## 個人情報の取り扱いについて（同意書）

「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報取扱事務概要説明書」をお読みいただき、次の各項目について、理解・同意していただける場合にはチェックを入れ、署名・捺印をして下さい。

- 私は、「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報取扱事務概要説明書」により、貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。
- 私は、修学資金の利用に伴い、申込書などの提出書類に記載した個人情報について、「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報取扱事務概要説明書」並びに高知県社会福祉協議会の規則に基づいて取り扱われることに同意します。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

貸付申請者 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

法定代理人 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

法定代理人 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連帯保証人1 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連帯保証人2 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(各々が自署にて署名押印すること。)

## 個人情報の取り扱い説明書

～介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付の申請・利用にあたって～

### 1. 個人情報の利用目的

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、修学資金の貸付けを受けた者の修学状況や卒業後の業務従事状況を把握するとともに、修学資金の貸付・返還等を適切に行うことを目的として個人情報を収集・利用します。

### 2. 個人情報の収集について（個人情報の種類・収集先）

本会は、修学資金の貸付けに際して個人情報を収集する時は、別紙5-付属資料2の概要説明書に基づき、必要な情報のみを適法かつ適切な方法により収集します。

また、本事業は、真に必要な者に対して修学資金の貸付けを行うものであるため、修学資金の貸付申請者の世帯構成員の個人情報も収集します。（申請書の身上調書には世帯構成員の状況を記入いただくとともに、世帯構成員の所得証明書を添付いただくこととなっています。）

### 3. 個人情報の利用・提供について

本事業において個人情報をを利用する場合は、上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

- ① 介護福祉士等修学資金貸付選考会
- ② 修学中又は修学した介護福祉士等養成施設
- ③ 市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会
- ④ 高知県及び市町村行政等の機関
- ⑤ 貸付けを受けた者が貸付金の返還債務の免除を受けるまで又は貸付金の返還が終了するまでに従事した業務従事者
- ⑥ 各種金融機関
- ⑦ 司法機関、弁護士及び司法書士等の法律家
- ⑧ その他の関係機関
- ⑨ 連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債務代行者

## 別紙5-付属資料2

## 個人情報取扱事務概要説明書

年 月 日	平成21年 4月17日				
変 更 年 月 日	令和3年11月9日				
個人情報取扱事務の名称	介護福祉士修学資金等貸付事業				
個人情報の利用目的	介護福祉士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、借受人の修学状況、卒業後又は就業後の業務従事状況を把握するとともに、修学資金等の貸付・返還等を適切に行うことの目的として個人情報を収集・利用します。				
個人情報の種類	基 本 的 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日
	心 身 の 状 況	<input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
	家 庭 生 活	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 障害の状況	<input type="checkbox"/> 身体の状況
	社 会 生 活	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
	資 产 ・ 収 入	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	そ の 他	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴	<input checked="" type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 賞罰
	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 所属団体	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 取引状況	<input checked="" type="checkbox"/> 収入	<input checked="" type="checkbox"/> 納税状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助	
	<input type="checkbox"/> その他の（経費見積等）	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（規則第5条第4項（1.2.4.5.6）該当）			
	本人以外の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 行政機関	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村社協	<input checked="" type="checkbox"/> その他福祉関係者	
		<input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人	<input checked="" type="checkbox"/> その他（金融機関、司法機関、法律家）		
	<input type="checkbox"/> 本会内				
個人情報の利用・提供方法	<p>本事業において個人情報を利用する場合は、上記の利用目的を範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とする。</p> <p>ただし、貸付者の選考や返還業務等のために必要な範囲内において、下記に対して個人情報を収集・提供、また共有することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護福祉士等修学資金貸付選考会</li> <li>②就学中又は就学した介護福祉士等養成施設</li> <li>③市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会</li> <li>④高知県及び市町村行政等の機関</li> <li>⑤貸付けを受けた者が貸付金の返還債務の免除を受けるまで又は貸付金の返還が終了するまでに従事した業務従事先</li> <li>⑥各種金融機関</li> <li>⑦司法機関、弁護士</li> <li>⑧その他の関係機関</li> <li>⑨連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債務代行者</li> </ul>				
個人情報の目的外利用の有無	<input type="checkbox"/> 有（第7条第1項（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 無				
個人情報の目的外提供の有無及び提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第7条第1項（2.4）） <input type="checkbox"/> 無				
	提 供 先	<input checked="" type="checkbox"/> 行政機関 <input checked="" type="checkbox"/> 市町村社協 <input type="checkbox"/> その他福祉関係者 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input checked="" type="checkbox"/> その他（司法機関、法律家） ※法令等の規定に基づくとき。 ※個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。			
	個人情報のオンライン結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
外部委託の有無及び内容	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	委託内容				
備 考					
担当部署	福祉資金課				

**別紙6****「高等教育の修学支援新制度」利用者修学資金の使途計算書**

令和 年 月 日

修学生 (自署)	住所	印
法定代理人 (自署)	住所	印
法定代理人 (自署)	住所	印
	氏名	
	氏名	
	氏名	

**【高等教育の修学支援新制度の利用状況】**

いずれかを○で囲んでください。

名 称		利用状況
高等教育の修学支援新制度	授業料等減免制度	申請中・決定済
	給付型奨学金	申請中・決定済

※決定済の場合は、採用決定通知の写しを添付してください。また、申請中で採否結果が添付できない場合、結果通知が届き次第、速やかに提出してください。

**【養成施設に支払う納付額】**

使 途		納付額
入学金		円
授業料	1年間( )円×( )年分	円
実習費		円
教材費		円
その他の納付費用	( )	円
	( )	円
	( )	円
	( )	円
	( )	円
<b>合 計</b>		円

※修学に必要な経費について、養成施設の募集要項等を参考にご記入ください。

なお、養成施設独自の入学金、授業料等減免制度を受ける場合は、減額後の納付額をご記入ください。